

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める  
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月10日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を条例で定めるに当たって、参  
酌すべきこととされている水道法施行令で定める資格が改まることに伴い、所  
要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成25年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程については、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、<u>水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条第1項各号に掲げる者(これと同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者を含む。)</u>であることとする。</p>

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として「上水道及び工業用水道」を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条に規定する布設工事監督者としての資格を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、水道法施行令第7条第1項各号に掲げる者(これと同等以上の技能を有すると上下水道事業管理者が認める者を含む。)であることとする。

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程については、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程については、修了した者)にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 前各号に掲げる者と同等以上の技

能を有すると上下水道事業管理者が認  
める者

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。